

# 石川県公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 30 号)

## 目 次

条 例  
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

## 条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第二十八号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例 (昭和二十九年石川県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第三十一条の十九第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)」を加える。

附則第十二条の四に次の一項を加える。

8 鉄道事業又は軌道事業を営む者 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。) のうち法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油 (第二百二十四条第三項に規定する炭化水素油をいう。) である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第二百五条第一項 (第五号 (軽油の消費に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。) の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第十二条の八第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

2 改正後の石川県税条例第二百五条第一項 (第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。) の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日以前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 改正後の石川県税条例附則第十二条の四第八項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

